

神栖市社協第6次地域福祉活動計画(計画の構成・骨子案)

計画書の構成・骨子（案）	進捗状況・作成予定
ごあいさつ 目次 第1章 計画策定にあたって 1. 計画策定の趣旨 2. 第6次計画の構成、推進体制、期間 （1）計画の構成 （2）計画の推進体制 （3）計画の期間 3. 第5次地域福祉活動計画の達成度の検証 （1）基本項目（ ）総合相談体制の充実強化 （2）基本項目（ ）必要とされる各領域の生活支援システムづくり （3）基本項目（ ）市民との協働による地域生活支援のしくみづくり （4）基本項目（ ）事業推進のための組織体制の発展・強化 （5）総括～第6次地域福祉活動計画の策定に向けて～	（計画全体が確定した段階で作成します） （次項「計画の構成・骨子案」p1～12。p13以降は補足資料） ・1，2についてはこれまでの地域福祉活動計画を踏襲して文章化します。 ・3では、第5次計画に掲げた各重点項目の取り組み状況、計画期間中に発生した新たな課題とその対応・成果などを検証し、第6次計画へ引き継ぐべき事項を整理しました。策定委員会での検討後に文章化していきます。
第2章 「私たちでつくるやさしいまち」の実現に向けた取り組み 1. 第6次計画基本構想 2. 第6次計画基本目標 3. 第6次計画実施計画 （1）基本目標（ ） （2）基本目標（ ） （3）基本目標（ ） （4）基本目標（ ）	（現在策定作業中） ※次回の策定委員会提出予定 ・計画の柱は第5次計画を踏襲し、第1章での検証結果をふまえ各取り組みの方向性を計画化していく予定です。
参考資料 1. 神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移(H25～R6) 2. 第6次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 3. 第6次地域福祉活動計画策定の経緯 4. 地域福祉活動計画策定委員会設置要項 5. 神栖市社会福祉協議会職員行動原則 6. 用語の解説	（現在作成中） ※次回の策定委員会提出予定
……今回の委員会への提出内容	

神栖市社協第6次地域福祉活動計画（計画の構成・骨子案）

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

●社会福祉協議会の本質と基本姿勢

- ・社会福祉協議会の法的位置づけ、活動理念、及び神栖市社協の基本姿勢を明らかに。
（基本的な考え方はこれまでの活動計画を継承）

●社協と地域福祉活動計画

- ・本計画の位置づけ、必要性を明らかに。（基本的な考え方はこれまでの活動計画を継承）

2. 第6次計画の構成、推進体制、期間

（1）計画の構成

●基本構想

「私たちでつくるやさしいまち」

- ・様々な社会的障壁によって社会参加が困難となっている人々の生活課題に関わり、新たな社会資源を創始することで、全ての住民にとって安心のあるやさしいまちの実現を目指す。

●基本目標

- ・基本構想に沿って、基本目標を定め事業を推進する。

●実施計画

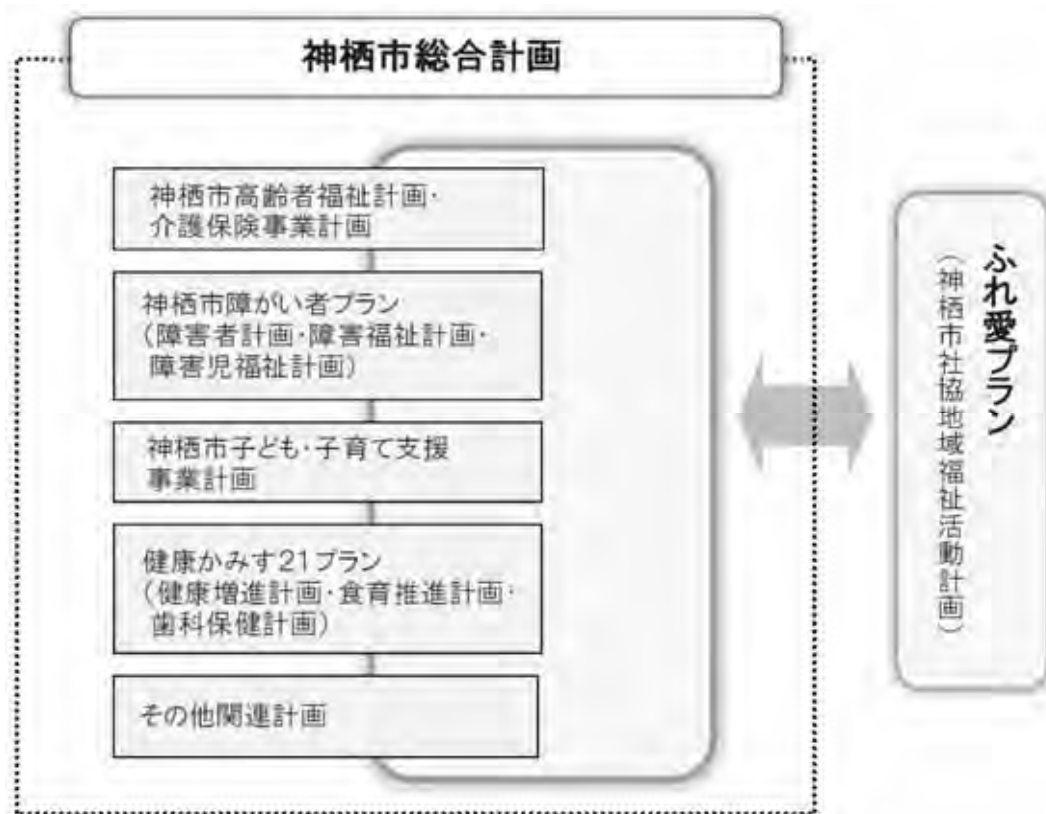
- ・基本目標で掲げた取り組みを実際に展開する実行計画。

（2）計画の推進体制

●神栖市地域福祉計画と神栖市社協地域福祉活動計画の関係

- ・市の地域福祉計画、及び市の福祉関連計画に位置付けられた本会の役割。
- ・本計画は、市の地域福祉計画等と整合・連携を図る。

< 神栖市の計画と神栖市社協地域福祉活動計画の関係 >



※「神栖市地域福祉計画（第4期）【令和5年3月】」より引用

●計画の策定体制と進行管理

- ・地域福祉活動計画策定委員会の設置
- ・PDCAサイクルに基づく検証の継続

(3) 計画の期間

- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年を計画期間とする。

3. 第5次地域福祉活動計画の達成度の検証

(1) 基本項目()総合相談体制の充実強化

・相談援助機能の充実強化

< 第5次計画に掲げた重点項目(概要) >

地域福祉の総合相談窓口として幅広い分野の福祉課題を受け止め、本会の各種専門相談を活用し、組織全体で重層的な相談援助を行う。

< 検証結果(概要) >

- コロナによる生活困窮世帯への相談が激増（生活福祉資金特例貸付等。令和2～4年度）。
- コロナ関連には全職員で相談対応。全員で対応する体制を採ったことで職員の業務負担を平準化でき、職員個々の相談対応力に加え組織としての対応力も向上した。
- 本会のコロナ特例貸付の実践（ホームページ『社協職員レポート～特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」～』）が『全社協・地域福祉部News File』で紹介(p13)された。
- コロナ禍にあっても「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」「障害者福祉」に関する相談は継続して寄せられ、今後もこの領域での相談援助機能の重要性を再認識できた。

(i) 相談内容別支援件数（窓口・電話・訪問）

(※6年度：4－7月の実績)

実施項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1 緊急生活支援	346	409	333	295	289	106
2 生活福祉資金	275	11,937	7,051	2,248	1,477	454
3 行旅人支援	7	4	2	1	3	0
4 低額診療	47	41	84	82	45	5
5 生活困窮者自立支援	396	4,608	3,568	2,104	1,470	541
6 家計改善支援事業	-	-	-	64	110	75
7 就労準備支援事業	-	-	-	46	46	2
8 生活相談(他)	84	48	63	98	17	11
9 日常生活自立支援	920	1,135	1,382	1,474	1,472	425
10 成年後見	511	577	481	428	432	111
11 障害相談	1,788	1,311	1,553	1,508	1,607	460
12 こころの相談	149	108	78	41	75	13
13 発達相談(ことばと発達の相談)	259	270	376	433	164	4
14 ひきこもり	78	103	75	57	66	5
15 高齢者相談	657	39	13	21	14	1
16 貸出事業	38	13	9	15	9	2
17 福祉教育	177	33	109	150	225	115
18 ボランティア相談	475	284	330	462	451	217
19 ファミリーサポートセンター	1,392	804	942	-	-	-
20 ういるかみす	468	364	468	735	590	203
21 苦情	0	5	3	2	2	0
22 その他	144	130	84	86	74	15
計	8,211	22,223	17,004	10,350	8,638	2,765

・コミュニティソーシャルワークの充実強化

< 第5次計画に掲げた重点項目(概要) >

生活課題を抱える相談者に対して、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域の支援者や関係機関と連携し、寄り添って支援する。

< 検証結果(概要) >

- 市内の障害者就労支援事業所への訪問活動や状況確認を通じ、各事業所において利用者の特性や興味・関心に応じたサービス利用のミスマッチが一定数あることを把握できた。
- 地域ネットワーク勉強会で障害者就労支援事業をテーマに取り上げたところ「事業所間連携」「利用者とのマッチング」に課題、関心を持つ事業所が他にも複数あることを把握でき、「ミスマッチを防ぐための障害者事業所情報交換会」発足につながれた。
- 同じく勉強会のテーマとした「大人の発達障害」についても反響が大きく多数が参加。地域ネットワーク勉強会が持つ、弱い立場に置かれた人のニーズ、新たに生まれた社会的課題を発見し、社会化していく機能を発揮できた。
- 本会の中立公正なソーシャルワーク機関としての連絡調整機能の重要性を再認識できた。

・職員派遣を通じた福祉相談窓口の充実とネットワーク強化

< 第5次計画に掲げた重点項目(概要) >

神栖市全体の福祉の増進を目指し、労働者派遣事業所として相談支援業務の専門職を派遣し、各窓口の相談機能の充実とネットワーク強化を図る。

< 検証結果(概要) >

- 市福祉部を中心に職員派遣を継続。各派遣先においては精神の問題を抱えた相談者への対応等、福祉専門職として公福祉における相談機能の強化に貢献した。
- 派遣先の課だけでなく他課、関係機関との連携強化にも注力。さらにコロナ禍での生活困窮世帯への関わりを通じてその連携を深めることができた。
- 本会の行政機関等への職員派遣の取り組みが全社協広報誌『NORMA「社協情報」令和4年4月-5月号』に掲載(p15)された。

(i) 労働者派遣事業

職種及び派遣先	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
市障がい福祉課（社・精）	1名	1名	-	-	-	-
市社会福祉課（社・精）	1名	1名	1名	1名	1名	1名
市長寿介護課（社）	1名	1名	-	-	-	-
市こども家庭課（社・精）	1名	1名	1名	1名	1名	1名

※「社」…社会福祉士、「精」…精神保健福祉士

(2) 基本項目()必要とされる各領域の生活支援システムづくり

・精神障害者、発達障害児者、ひきこもりの方等への支援活動

< 第 5 次計画に掲げた重点項目(概要) >

少数派故に十分な課題解決が図られていない「精神障害、発達障害、ひきこもり」領域の支援について、さらなる充実を図る。

< 検証結果(概要) >

- 障害者支援の分野では支援機関同士のつながりづくりを中心に取り組んだ。特に、令和 5 年 3 月に発足した「ミスマッチを防ぐための障害者事業所情報交換会」ではその成果として「就労継続支援事業所ガイドブック」作成につながった。
- 各支援機関との情報共有を通じ、本会の「精神障害者デイケア」「こころの相談」が、就労支援事業の利用につながる前の、福祉サービスの入口の役割を持つことを確認できた。
- 障害児領域の施策が充実し、「ことばと発達の相談室」は令和 5 年度をもって市へ移管した。また「発達障害療育者研修」の対象を、発達障害児の支援者（保育士や幼稚園教諭）から、成人期の発達障害にかかわる支援者（事業所の支援者）に転換を図った。
- 精神障害、発達障害、ひきこもりといった少数派への支援は、今後も本会が注力すべき領域として、中立公正な立場から関係機関との支援ネットワークづくりを継続することの重要性を再認識することができた。

・権利擁護関連活動の充実

< 第 5 次計画に掲げた重点項目(概要) >

成年後見制度に関する相談、法人後見受任事業と日常生活自立支援事業の実施体制を強化し、市の進める成年後見制度の利用促進事業に貢献していく。

< 検証結果(概要) >

- 社会福祉士、精神保健福祉士国家資格を有する相談支援部門の職員全員で担当する体制をとったことで、複雑な相談においても複数の職員が連携して対応していく体制を標準とできるようになった。
- 市内及び市近隣で権利擁護活動に取り組む社会資源の状況を確認し、本会が取り組む対象、支援の範囲について検証を続けた。
- 本会は後見人受任対象を「身寄りがなく資力の乏しい人々」とし、他の専門職後見人と役割を整理することで、市全体の後見人の担い手不足解消への貢献を目指した。
- 神栖市成年後見制度利用促進計画が策定され、市直営の「連携協議会(中核機関)」を設置することが示された。このことから、本会に期待される機能は、引き続き「身寄りが無く資力の乏しい人々」の後見活動を組織として展開していくことだと認識できた。

・生活困窮世帯への支援活動

< 第 5 次計画に掲げた重点項目(概要) >

景気の低迷等で生活困窮に陥った世帯の課題解決に向け、市各課や関係機関と緊密に連携をはかり各種施策につなげていく支援の継続を行う。

< 検証結果(概要) >

- コロナ禍で増加した生活困窮世帯への支援において、「給付」による直接支援を実施する福祉事務所と、「貸付」を通じエンパワーメントの視点に立った自立支援を展開する社協と、双方の役割が明確化され、制度情報を共有し連携した支援を行うことができた。
- コロナ特例貸付（茨城県社協受託）は、広報紙で毎月周知するとともに、市各課と協力して市広報等により広く周知を図ったことで、神栖市からの貸付申請受付実績は、受付数では県内第 4 位、人口に対する申請者割合としては県内第 1 位の実績となった。

(i) 生活福祉関連施策を活用した相談支援

(※ 6 年度：4－7 月の実績)

実施項目	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
生活福祉資金貸付申請(※1)	5	6	5	4	3	1
生活福祉資金特例貸付申請(※1)	5	3, 256	1, 622	224	－	－
生活福祉資金特例貸付猶予申請(※1)	－	－	－	36	126	20
自立相談支援事業(プラン作成)(※2)	4	84	55	47	32	16
住居確保給付金(※2)	4	290	207	112	17	7
就労準備支援事業(※2)	－	－	－	8	12	4
家計改善支援事業(※2)	－	－	－	11	27	8
無料・低額診療申請	8	4	8	7	6	1
行路人支援	2	2	1	0	1	0
緊急生活支援事業の実施	74	117	61	58	44	18
緊急生活支援事業寄付食品活用件数	－	104	51	50	30	17

※1 茨城県社会福祉協議会からの受託事業

※2 神栖市からの受託事業

(3) 基本項目() 市民との協働による地域生活支援のしくみづくり

・ ボランティア・ 目的別コミュニティづくりの応援

< 第 5 次計画に掲げた重点項目(概要) >

ボランティアセンター機能を充実強化し、目的別コミュニティづくりの側面的支援を図る。

< 検証結果(概要) >

- ボランティアセンターマガジンやホームページ等広報活動を通じて、交流サロンの P R、及び市民のボランティアな取り組みへの参加意識を高めるアプローチを継続したことで、コロナ禍にあってもボランティア登録者の減少に一定の歯止めをかけることができた。
- 高齢者・子育てサロン、当事者グループといったコミュニティ活動において、広報による P Rや寄付食材の提供等を通じて、活動の活性化に向けた側面的支援を継続した。
- 高次脳機能障害を考える会等、当事者グループの定例会や勉強会に C S Wが積極的に参加し、地域ネットワーク勉強会を通じた課題共有活動を進めたことで、様々な支援機関との連携を深めることができた。

(i) 交流サロンの利用状況

(※ 6 年度： 4－7 月の実績)

実施項目	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
打合せスペース利用延べ人数	1, 354	547	518	920	825	382
ロッカー貸出団体数 ※総数44	26	25	25	24	24	24
コピーカード貸出団体数	30	29	29	27	26	30
掲示板・資料ラック利用件数	47	23	34	20	24	11
パソコン利用件数	28	16	12	20	6	6

(ii) ボランティア活動登録者数

(※ 6 年度： 4－7 月の実績)

内容	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
団体登録 (組)	87	72	63	60	62	60
団体加入延人数	1, 968	1, 384	1, 123	1, 133	1, 163	1, 118
個人登録	44	33	26	26	55	39
登録者合計	2, 012	1, 417	1, 149	1, 159	1, 218	1, 157

・ 市民活動による助け合い・災害時支援活動の推進

< 第 5 次計画に掲げた重点項目(概要) >

住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化、災害ボランティア受け入れ体制の整備の充実を図る。

< 検証結果(概要) >

- 市民相互の助け合い活動として受託運営していた「ファミリーサポートセンター」は、市の施策充実に合わせ事業を市へ引き継いだ。（令和 3 年度をもって受託終了）
- 住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」は、協力会員の研修や情報共有の交流会などを継続した。今後も主に高齢者分野での公的制度で賄えない層への支援活動として、住民参加により担える範囲で事業を継続していく必要性を確認することができた。
- 市民や企業、団体等が参加できる助け合い活動として、「もったいないを橋渡しプロジェクト」を開始（令和 4 年度）し、寄付食品がこども食堂や高齢者サロン活動等で有効に活用されることを応援（橋渡し）する仕組みをつくることができた。
- 被災地社協の災害ボランティアセンター運営支援のため本会職員を積極的に派遣し、被災地の課題や運営の方法論を学ぶことができた。これらの協力活動を通じて、本市で災害が発生した際、市地域防災計画に基づきボランティア活動の必要性を市災害対策本部に確認しつつ災害ボランティアセンターを開設していくことの重要性を改めて確認できた。

(i) 災害ボランティアセンター運営支援のための派遣実績（第5次計画期間中）

災害の名称	派遣先(被災地)	派遣期間(派遣日数)	人数
令和元年台風15号	千葉県鴨川市	R01. 10. 02～10. 11 （ 9日間）	2人
〃 台風19号	茨城県常陸太田市	R01. 10. 16～11. 04 （17日間）	9人
令和 4 年台風15号	静岡県静岡市	R04. 11. 11～11. 15 （ 5日間）	1人
令和 5 年台風2号	茨城県取手市	R05. 06. 30～07. 02 （ 7日間）	2人
〃 台風13号	茨城県日立市	R05. 09. 13～09. 19 （10日間）	3人
令和 6 年能登半島地震	石川県珠洲市	R06. 01. 24～01. 30 （ 7日間）	1人
〃	石川県輪島市	R06. 05. 18～05. 24 （ 7日間）	1人

(ii) もったいないを橋渡しプロジェクト

(※ 6 年度： 4 － 7 月の実績)

内容		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受 食 入 品	善意銀行 (kg)	—	—	—	1, 301. 0	975. 6	506. 3
	きずな B O X (kg)	—	—	—	201. 0	249. 1	30. 9
受入合計 (kg)		—	—	—	1, 502. 0	1, 224. 7	537. 2
食 品 払 出	払出先の登録施設・団体	—	—	—	19	21	22
	施設・団体へ払出件数	—	—	—	75	69	16
	施設・団体への払出重量 (kg)	—	—	—	1, 176. 0	971. 3	440. 9
	生活困窮世帯への活用 (kg)	—	—	—	276. 3	102. 3	82. 5
払出合計 (kg)		—	—	—	1, 452. 3	1, 073. 6	523. 4

・福祉教育支援活動の充実

＜第5次計画に掲げた重点項目(概要)＞

福祉の理解を促進するプログラムを開発する。また、協力者を開拓し、各年代層への福祉教育支援活動の推進を図る。

＜検証結果(概要)＞

- 小学生、社会人を対象に、各年代ごとに福祉への理解を深めるプログラムを用意して「福祉教育出前講座」を実施し、受講者のノーマライゼーション社会実現の大切さについての理解を進めることができた。
- 福祉教育サポーター養成講座を通じて多くの協力者の登録を得、本会との協働による出前講座を定着させることができた。
- 「高校生の進路アシストカレッジ」はコロナ禍で令和2年は中止を余儀なくされたが、翌年はオンライン形式で展開したことで、新たな開催手法、個別・少人数制による細かい研修需要への対応など、多様な可能性があることを確認できた。

(i) 福祉教育出前講座の推進

(延人数)

(※6年度：4－7月の実績)

団体の種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
小学校 実施回数	39	4	2	29	28	7
体験延人数	1,852	251	57	1,395	978	393
専門学校・事業所 実施回数				1	3	
体験延人数				35	53	
計(体験延人数)	1,852	251	57	1,430	1,031	393

(ii) 高校生の進路アシストカレッジの開催

実施項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実習受入機関	18	中止	オンライン 形式	オンライン 形式	22	11
医療・保健機関	5				5	4
保育機関	7				8	4
高齢者施設	3				2	1
障害者施設	3				7	2
修了者数	17		12	6	6	7

(4) 基本項目() 事業推進のための組織体制の発展・強化

・ 事業を支える財政基盤の強化

< 第 5 次計画に掲げた重点項目(概要) >

広報紙やホームページ等を通じて社協の役割や活動を積極的に広報することで社協活動への理解者を増やし、もって会費及び寄付金の増収につなげる。

< 検証結果(概要) >

- ホームページの全面リニューアルを実施（令和 3 年 1 1 月）。スマートフォン用ページも開設しアクセシビリティ向上を図った。
- ホームページへのアクセス数は増加。市内事業所へ設置した社協募金箱に寄せられる寄付金の実績も年々増えている。
- 社協一般会費、特別会費は、区長を通じ各地区への依頼のため、地区加入率の低下に比例し実績の減少を余儀なくされた。
- 地区加入率が 3 4 . 7 %（令和 6 年 4 月 1 日）となったことから、地区加入世帯への依頼を中心とする集金方法のみならず、会員制度全体のあり方も含め根本から検証すべき時期にあることが明確になった。

(i) ホームページの運用状況

(単位:件。6 年度：4－7 月の実績)

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
新規記事掲載数	352	292	268	271	270	104
アクセス数	20,735	25,170	54,864	144,263	186,593	77,742

(ii) 寄付金の状況

(単位:円。6 年度：4－7 月の実績)

寄付金の種類	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
一般寄付金	1,755,901	1,873,460	1,499,294	1,531,770	1,126,827	201,546
一般寄付金(募金箱)	246,651	257,116	305,848	339,796	379,618	0
指定寄付金	298,839	228,272	59,337	43,710	309,151	1,046,063
計	2,301,391	2,358,848	1,864,479	1,915,276	1,815,596	1,247,609

(iii) 社協会費の状況

(単位:円。6 年度：4－7 月の実績)

会費の種類	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
一般会費	10,822,000	10,566,500	10,068,000	9,222,300	8,601,000	7,072,000
特別会費	50,000	73,000	70,000	57,000	36,000	23,000
法人会費	3,200,000	3,300,000	3,340,000	3,380,000	3,320,000	2,520,000
団体会費	26,000	36,000	17,000	21,000	27,000	18,000
計	14,098,000	13,975,500	13,495,000	12,680,300	11,984,000	9,633,000

(iv) 神栖市の世帯数及び自治会（地区）加入率の推移（4 月 1 日現在）

	平成 25 年	平成 30 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
市世帯数	37,323	40,809	42,949	43,104	43,611
自治会（地区）加入率	61.1%	49.5%	41.8%	38.8%	36.9%

神栖市ホームページ「神栖市の人口と世帯数の推移」、神栖市行政委員連絡協議会「地区活動事例集」より引用

・住民ニーズに合致した業務体制の構築

< 第 5 次計画に掲げた重点項目(概要) >

中立公正な福祉の専門相談機関として、住民の困りごとに向き合える業務体制の構築

< 検証結果(概要) >

- 社会福祉士、精神保健福祉士国家資格を保有する職員の割合が 8 割を超えたことで、相談支援部門では担当者を固定せず組織で、複数の相談・業務に同時対応できる体制が可能になった。
- この体制はコロナ禍での増加した相談への対応時においても有効に機能し、ソーシャルワーカーの「同一業務同一対応」というスタイルが適切な地域福祉相談機関の基盤となることを再確認できた。
- 同一業務同一対応を進める中で、チームとしての業務遂行、そのための職員間の情報共有の意識が高まり、組織力の強化と職員個々の業務遂行力の向上につながった。
- 職員の育成及び業務遂行力向上に向けた個別育成面談（年 2 回）は、令和 6 年度から開始した人事評価制度の導入に効果的に機能した。

（i）事務局正職員の国家資格取得状況（7 月 1 日時点の有資格者数）

資格種別	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
正職員数	18名	19名	19名	18名	17名	16名
社会福祉士	16名	17名	16名	14名	14名	13名
精神保健福祉士	13名	13名	13名	13名	14名	13名

・時代に即応した組織の強化

< 第 5 次計画に掲げた重点項目(概要) >

基本目標に掲げた各取り組みを着実に展開していくために必要な組織体制の強化、及び環境整備を図る。

< 検証結果(概要) >

- 中立公正さを最優先に掲げ、福祉相談を取り組みの中核とした組織への転換に合わせ、事務局規模の適正化を進め、概ね達成を図ることができた。
- 役員体制についても適正化を進め、評議員の構成・人数の見直し（令和 3 年度。40 人から 31 人に）を実施することができた。
- 財政面においても、規模適正化の観点から、福祉活動基金の計画的活用（令和 2、3 年度）を行うことで、市への助成金要望額を最小限にとどめ、市の財政負担軽減に貢献した。
- 業務の I C T 化（令和 4 年度にグループウェア導入等）を進め、事務局内の情報伝達・共有及び業務効率化に向けた環境整備を図った。

(5) 総括～第 6 次地域福祉活動計画の策定に向けて～

<(1)から(4)までの検証結果をふまえた総括(概要)>

- 「社協が展開すべき権利擁護活動」を基本的な活動方針とした第 5 次計画の取り組みは、概ね着実に進めることができた。
- 職員の国家資格取得者 8 割を確保し、高められた職員の専門性は、コロナ禍で激増した生活困窮相談においてもその機能を発揮し、組織としての相談対応力向上も図られた。また、市の福祉施策と連携して支援にあたる場面が増えたことで、市の関係各課とのネットワーク、連携に対する意識をこれまで以上に高めることができた。
- 第 5 次計画期間中に市による福祉施策は一層の充実が図られ、対象とする範囲も課ごとに細分化される中で、子育て支援分野（ファミリーサポートセンター）、児童の発達分野（ことばと発達の相談室）等の事業は、本会による実施から市の直接的実施へ移管することができた。
- 生活困窮分野の受託事業においては、支援範囲に生活保護者を含める法改正が進んでおり、受託のあり方、市の直営になった場合の本会の関わり方など、市民にとってより効果的な実施手法の検討が必要になっている。
- 本会が対象としてきた、制度の狭間で生活課題を抱える方々、今後増加が見込まれる認知症高齢者や家族と離れて暮らす障害者に必要とされる成年後見、日常生活自立支援事業は、これまで以上にニーズの高まりが予想されることから、本会の最重要活動として推進していかなければならない。
- 本会では引き続き中立性を堅持し専門性を発揮して、法人後見サポートセンターの事業展開をさらに強化するとともに、精神障害者や発達障害者、ひきこもりの当事者や家族への支援など、少数派故に生活のしづらさを抱える方々への支援を継続・充実させていく必要がある。
- さらに、ボランティアをはじめ市民活動への支援、福祉教育支援活動、災害時の支援活動など、市民参加による福祉増進にも継続して取り組む。
- 以上のことから、第 6 次計画では、本会の取り組みの根幹である「権利擁護活動」を中心に、今後 5 年間の基本目標を定め、各目標ごとの事業展開を明らかにしていく。



全社協・地域福祉部 News File No.170

令和 5 年 4 月 17 日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／生活福祉資金貸付事業支援室
全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

- 『全社協・地域福祉部 News File』は、市町村社協法制化 40 周年を迎え、コロナ特例貸付を経験した今こそ、各社協が今後の目指すべき方向性を考える参考となるよう、全社協地域福祉推進委員会の各種専門委員会の検討状況や社協事業・活動関連の制度動向等をお伝えします。
- ＜配信先＞
都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当・生活福祉資金担当、市区町村社会福祉協議会
- ＜配信元＞
全国社会福祉協議会 地域福祉部／生活福祉資金貸付事業支援室／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL：03-3581-4655 E-mail z-chiiki@shakyo.or.jp

今号のトピック

コロナ特例貸付を通じた社協実践

- 特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」
(茨城県・神栖市社会福祉協議会)

社協の果実

- 東京都社会福祉協議会「チームで取り組む地域共生社会づくり Vol.2 ～民生児童委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の 3 者連携による 4 つの実践事例集」

全社協からのお知らせ

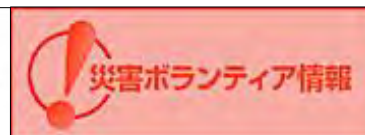
- 全社協地域福祉推進委員会「重版出来 コロナ特例貸付を通じた支援 社会福祉協議会の実践事例集」
- 全社協出版部「月刊福祉令和 5 年 5 月号 特集：続・子どもを中心においた支援を実現するために」

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第 1 回介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」(令和 5 年 4 月 10 日)
- 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 現況報告書等で見られる誤り一覧」(令和 5 年 4 月 3 日)
- 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(令和 5 年 3 月 31 日 第 12 版)」(令和 5 年 3 月 31 日)

情報提供・ご案内

- 国土交通省「令和 5 年度居住支援協議会等活動支援事業」(締切：令和 5 年 4 月 28 日)
- 国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム導入フロー」(令和 5 年 4 月 14 日)
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター「就労支援のためのアセスメントシート活用の手引(令和 5 年 4 月 11 日 ver.1.1)」(令和 5 年 4 月 11 日)



▲画像をクリックすると該当ページにジャンプします。





コロナ特例貸付を通じた社協実践

◎ コロナ特例貸付を通じた社協実践を紹介します。

◎ 随時、掲載する社協実践を募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご連絡ください。

特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」 (茨城県・神栖市社会福祉協議会)

茨城県・神栖市社会福祉協議会の特例貸付の対応コンセプトは「広報とチームで業務を遂行する職員体制」です。神栖市社協は、特例貸付の取り組みの工夫について、「いち早く正しく全て公開し、必要な人へ必要な情報が行き渡り、相談者自らが判断できるよう広報に力を入れた」、「職員の誰もが等しく相談対応が出来るよう、チームで業務を遂行する職員体制を整備した」、これらを重点にコロナ禍の収入減少者への経済的な支援として特例貸付を職員一同で取り組み対応しました。

■ 100 年分に相当する相談に対応

特例貸付は、令和 2 年 3 月 25 日に始まり令和 4 年 9 月 30 日に受付が終了しました。神栖市社協での特例貸付の延べ申請受付件数は、5,107 件（小口 1,787 件、総合 1,757 件、延長 791 件、再貸付 772 件）、延べ相談対応件数が 20,520 件にのびりました。平成 30 年度コロナ禍前の生活福祉資金の相談対応件数が約 200 件であったことから、この 2 年 6 か月間は 100 年分に相当する相談に対応したことになります。

貸付実件数については、単純に人口割で見た件数で県内平均の 2 倍以上の実績となりました。

■ 継続した広報と関係機関との連携

神栖市社協では、必要な人へ必要な情報が届くよう広報を第一と考え、毎月発行している「かみす社協ニュース」に令和 2 年 5 月号から令和 4 年 10 月号まで、特例貸付の情報を漏れなく掲載しました。更に神栖市社協ホームページや「広報かみす」にも特例貸付の情報を掲載しました。その他にも、関係機関の相談窓口として、神栖市役所社会福祉課や市民協働課、企業港湾商工課、市民課などと情報共有を図り、市民に情報が行き渡るよう協力いただきました。

■ 相談者の増加に合わせた体制整備

激増した相談に対して神栖市社協では、相談者数に合わせて、次長以下、地域福祉総合相談センターの 9 人の正職員の誰もが等しく相談を受けられるよう体制を整備し、また人材派遣会社より、多い時期で一日 4 名の派遣スタッフを配置して受付対応や事務処理を行いました。職員ミーティングを毎日実施し、対応の効率化や課題の調整、要件の変更など、職員間で情報共有を図り、急ぎの内容であれば、日中の業務時間内でもスポット的にミーティングを実施するようにしました。複雑で多様化した相談内容と制度の狭間で職員一人で悩むのではなく、全体の課題として、茨城県社協と連携を密に図り対応してきました。

神栖市社協では、普段から社協を広く市民に周知するべく、「かみす社協ニュース」や神栖市社協ホームページなどで社協事業を広報しています。また成年後見制度利用相談、障害者相談、こころの相談、ひきこもり家族相談などの各専門相談に対して、経験年数によって習熟度に違いがありますが、各職員がソーシャルワーカーとしての自覚を持ち、職員同士の情報共有に努めています。この日常からの業務遂行の職員体制が今回の未曾有の事態に職員一丸となって対応できたことにつながりました。

社協につながった人は、まだまだ一握りの人で、多くの人は社協を知りません。このコロナ禍での経験を活かし、「広報とチームで業務を遂行する職員体制」を大切に、市民皆さんから頼っていただける組織を目指し、これからも神栖市社協の各事業を通じて存在意義を理解して頂けるよう広報に力を入れていきたいと思います。

神栖市社会福祉協議会 社協職員レポート～特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」～
<https://www.kamisushakyo.jp/page/page001847.html>



神栖市社会福祉協議会

職員の資格取得の推進と行政機関等への派遣を通じた福祉相談窓口のネットワーク強化



世界各国からの船舶で賑う国際貿易港を望む港公園内の展望塔（写真提供：神栖市）

コロナ禍において特例貸付等の業務に追われ、職場内での人材育成が十分実施できていない社協が多いなか、神栖市社協では非常にユニークな人材育成方針を貫いている。正規職員全員が社会福祉士などの国家資格の取得をめざし、ソーシャルワークの専門家として行

政機関等に人材派遣を行い、福祉相談窓口の強化を図っているのだ。その具体的なシステムについて、取材した。

社協データ

【地域の状況】（2022年3月末現在）		【主な事業】	
人 口	94,779人	● 地域福祉推進事業	
世 帯 数	43,104世帯	● 精神保健福祉支援事業	
高 齢 化 率	24.0%	● 成年後見制度に関する事業	
【社協の状況】（2022年3月現在）		● 日常生活自立支援事業	
理 事	18名	● 精神障害者デイケア事業	
評 議 員	31名	● 障害者相談支援事業	
監 事	2名	● 生活困窮者自立支援事業	
職 員 数	22名	● 生活福祉資金事業	
（正規職員18名、非正規職員4名）		● 障害者計画相談事業	
		● 労働者派遣事業	

国家資格の取得にこだわった理由

神栖市社会福祉協議会（以下、市社協）が、正規職員全員が社会福祉士等国家資格の取得をめざすという考え方を導入したのは、2006年のことである。その経緯について、橋田勝事務局長は次のように語る。

「きっかけとなったのは、阪神・淡路大震災の時に私が被災地支援で現地入りした際、全国から派遣された社協職員たちが被災者の支援ニーズをどのように把握していくのか、そのためのスキルアップとして社会福祉士試験について話し合っている姿に触れたことでした。被災地支援で忙殺されながらも、支援力のスキルアップに向けて必死に勉強を続けている人がいる。とても刺激を受け、遅まきながら私も社会福祉士にチャレンジしようと思ったのです」

改めて福祉のイロハを学ぶことで、社協に求められている本質が見えてきた。自治体からの要請に応えるだけの組織ではなく、地域に潜んでいるニーズをくみ上げ、支援体制をゼロから構築する活動を進めたいと考えるようになったという。まず取り組み始めたのが、精神障害者への支援だった。当時、市内には精神

障害者の居場所がほとんどなかったため、社協の自主財源で精神保健デイケアを立ち上げた。そこに集まってきた多数の利用者への支援実績をもとに、行政へ事業の意義を提案。結果として、市の精神障害者デイケア事業として受託し、業務を任せられることになったのである。

福祉の専門家集団であるために

社協が地域のニーズを把握し、自主財源で実践した後、新たな福祉施策を行政に提案し、それを委託してもらう——市社協の新たな能動的活動スタイルは、こうして始まった。行政の手続きのなかでは、どうしても少数派の施策は後回しにされがちだ。社協だからこそ、行政がやりにくい部分に光を当て、制度化へと動き出すことができる。

問われてくるのが、職員の資格問題だった。社協職員は基本的に福祉分野以外への異動がない。そのため、行政職員と比較すると福祉全般に関する知識は豊富である。しかし地域の専門職（医師や弁護士等）とやりとりする段階になると、社協の看板だけでは通用しない。やはり一定の国家資格を持ったソーシャルワーカーとして対応しないと、対等な立場で対象者の支援方針を議論するこ

とが難しいのだ。

橋田事務局長はそんな思いもあって、職員に国家資格の取得をめざすよう義務づけた。正規職員である限り、基本的に社会福祉士を取得する。続けて精神保健福祉士、そして社会福祉士相談実習指導者の資格等をめざしてもらう——この方針は、「第2次地域福祉活動計画改訂版」（平成17年度～平成21年度）にも正式に明記されている。

「資格取得をめざすことを義務づけたのは、職員の処遇を保障するためでもあります。国家資格をもつ職員を標準職員とし、昇級や賞与にも影響することを明文化しました。これにより行政職員と同程度の給与水準を保っています。同時に資格取得を後押しする制度も創設し、必要経費の4/5を助成できるようにしています」と、橋田事務局長。

もちろん「資格がある」からといって、「仕事ができる」ことに結びつかないのは事実だ。しかし市社協が福祉の専門家集団として関係者から一目置かれる存在になるためにも、社協職員は「国家資格者であるべきだ」という認識を全職員が持ってほしいと、橋田事務局長は訴え続けてきたのである。結果は社会福祉士取得率77%、精神保健福祉士取得率72%という数値に現れている。

神栖市

(茨城県)

茨城県最南端に位置する市。隣接する鹿嶋市とともに、鹿島臨海工業地帯を形成する。以前は農業と漁業が中心の陸の孤島と呼ばれたが、鹿島開発によって重化学コンビナートが建ち並び、工業立地企業からの税収が財政を支えている。2005年に神栖町が波崎町と合併し、現在の神栖市となった。

行政機関等への人材派遣業をスタート

さらに市社協では、2014年から国家資格のある職員を行政等に派遣するという新しい事業をスタートさせている。特定労働者派遣事業として厚生労働大臣に届出（2018年一般労働派遣事業の認可を取得）、社協職員を市役所の各課に常駐させるという内容である。橘田事務局長は説明する。

「行政の福祉各課の相談現場では、社会福祉士や精神保健福祉士の専従配置が進まないなかで、精神障害を抱える生活保護受給者への援助や児童虐待の疑いのある世帯への包括的支援など、複雑な相談が増加し資格と一定の経験を有するマンパワーをいつも求めている状況でした。他機関と連携しながら解決まで丁寧に市民に関わることを求められる行政職員をバックアップし、さらには福祉各課でソーシャルワークを定着させていく仕組みづくりに協力できればと、資格のある社協職員を派遣したいと申し出たわけです」

行政としては、願ってもない提案だった。人手不足を解消できるうえ、社協への助成金を「業務委託料」に振り替えることができる。派遣した職員のミッションは、ソーシャルワークの基本と庁内連携の重要性を福祉各課の職員に伝えていくことである。

効果は絶大だったと橘田事務局長は言う。現在は2名の職員が2課に派遣されているのだが（令和2年度までは4名を4課）、課をまたいだ連絡調整が格段に取りやすくなった。同じ社協の職員同士だから、相談があると即座にケースに応じたミ

ニ会議を実施できる。解決までのスピードは非常に早くなり、住民サービスが向上したのである。

「大切なのは、小さな会議や打ち合わせでも必ず担当課の同僚や上司に同席してもらうことです。社協職員だけでやってしまうと、任せられっぱなしになってしまいます。人材派遣の最大の目的は、行政の縦割りを防ぎ福祉相談窓口のネットワークの強化を図ることですから。どんなに面倒な相談ごとであっても、社協を含めた関係者が協力しあえば問題解決につながることを理解してもらいたいと思っています」

あるべき社協の姿を追い求めていく

橘田事務局長は、「誤解を恐れずに言えば、『社協と行政のパートナーシップ』という言葉に若干の違和感がある」と話す。それは社協からの希望的観測であって、行政から本当に対等な存在と認められているのか。対等を目指さなければ、行政の下請け組織になりかねない。たとえ多少ぶつかりあっても、行政のやるべきこと社協のやるべきことを明確に分け、議論の中で役割分担していくべきだと考えている。

「こうした主張がはっきりとできるようにになった背景として、やはり国家資格と誇る気持ちを持つ職員を多数抱える組織へと成長できたことが大きいです。『なんでもハイ、ハイ』と言われたことに従う組織でない分、行政の中にはやっかいな存在だ

と思われている方もいるかもしれませんが、現場責任者からの評価は非常に高いです。派遣した社協職員の働きに、行政職員からは感謝の声をいただき、派遣期間延長を依頼される状況です。そして何よりも社協の役割と機能を理解し、この一連の取り組みを後押ししてくれた行政の懐の深さに本当に感謝しています」と橘田事務局長。

人材派遣業はこれからも継続していく予定だが、今後は権利擁護支援により力を入れていこうと考えている。特に、身寄りがなく資力に乏しい人への成年後見制度の利用促進に向けた取り組みである。後見人が必要の高齢者や障害者は年々増え続けているが、市内では後見人を受任できる弁護士や司法書士等が少なく、後見人不足が市の大きな課題となっている。「どこかがやらなくてはならない課題なら、社協が引き受けるべき」——それが、市社協の基本スタンスなのだ。

社協職員の専門性を高め、行政を巻き込んだ市内全体の福祉相談窓口のネットワークの強化を図り、あらゆる相談に真摯に向き合っていく市社協の取り組みは今後さらに広がって、神栖市の中で存在価値を高めていくことだろう。



国家資格を持つ社協職員が行政機関等の福祉相談窓口を担う